

諮詢番号：諮詢第2号（平成30年5月23日諮詢）

答申番号：答申第2号（平成30年8月21日答申）

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年12月28日に提起した審査請求に係る審査庁の審査請求は棄却すべきである旨の諮詢に係る判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年8月18日付で、鹿児島市老人介護手当支給条例（昭和61年条例第6号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、鹿児島市長（以下「処分庁」という。）に対し、平成27年度分の鹿児島市老人介護手当の支給申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 処分庁は、本件申請に対し、申請書を返送する対応を2度行った後、最終的に平成29年10月20日になされた3度目の提出を受けて、同年11月7日付で審査請求人に対し、申請期限を超過したとの理由により不支給とする旨の処分（以下「本件処分」という。）の決定をし、その旨を記載した通知書を送付した。
- 3 審査請求人は、平成29年12月28日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新法」という。）第2条に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を本件審査請求の審査庁である鹿児島市長（以下「審査庁」という。）に対し、行った。
- 4 審査庁は、平成30年5月23日、「本件審査請求は棄却すべきである。」として、鹿児島市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し諮詢をした。

第3 審査庁の諮詢に係る判断

審査庁の諮詢に係る判断は審理員の意見と同旨であり、審理員の判断及び審理関係人の主張の要旨は以下のとおりである。

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書記載の主張

ア 誤解されている。

イ 嫌がらせをされているように感じている（処分庁職員の共謀による）。

ウ 処分庁職員が嘘を言っていた。

(2) 口頭意見陳述での主張

ア 平成27年に最初に却下決定を受けてからすぐに口頭で不服は伝えている。今回の審査請求は平成29年の処分だけの問題ではない。全部一体である。

イ 平成27年の却下決定には行政不服審査法に基づく教示文が書いていなかった。書いていなかったから不服申立てをできなかったのだから、請求を認めるべきだ。

2 処分庁の主張

鹿児島市老人介護手当については、条例第8条で「手当の請求権は、当該手当の支給に係る資格認定日の属する年度の翌年度の7月31日までに行わないときは消滅する。」と規定されており、平成27年度の鹿児島市老人介護手当の申請期限は平成28年7月31日であって、本件申請は、申請期限を超過したものであるから、不支給と決定した本件処分は適法、妥当である。

3 審理員の判断

(1) 事実関係

本件申請が平成27年度分の鹿児島市老人介護手当の支給について、平成29年8月18日付け書面により、同月20日に処分庁に最初に提出されたものであることについて争いはない。

(2) 処分庁の主張についての判断

鹿児島市老人介護手当の支給申請について申請期限が設けられていることについては、条例から明らかであり、上記事実関係に照らせば、本件申請がこの申請期限を超過していたことも明らかである。また、本件処分を審査請求人に通知した「老人介護手当支給可否決定通知書」にも記載事項の不備等はない。

(3) 審査請求人の各主張についての判断

ア 審査請求書での主張

これに対し審査請求人は、審査請求書において「嫌がらせを受けている」「処分庁職員が嘘をついている」等と主張する。

この点、口頭意見陳述での審査請求人代理人の陳述内容や乙3号証の記載内容を加味して検討すると、平成27年10月19日付け書面（乙3号証と同内容の文書）による却下処分（以下「平成27年処分」とする。）の際に、処分庁が、本件申請における被介護者である審査請求人の母が「子等による安否確認が見込めない」ことを理由に訪問給食事業を利用していることを根拠として、審査請求人が同人の母と同居していないと認定し、これを理由に申請を却下したことに対し、「審査請求人以外で訪問給食事業と鹿児島市老人介護手当の両方を受給している者がいる」「両方を支給できないというのは嘘だ」ということを主張しているものと思慮される。

しかしながら、本件審査請求の対象は、審査請求書において平成29年11月7日付けの可否決定通知書による処分と明確に指定されているところ、同処分は申請期間超過を理由になされているのであって、この主張内容は全く処分理由に対する反論になつておらず、主張自体失当である。

イ 口頭意見陳述での主張1（審査請求の対象処分）

以上の点について、審査請求人は、口頭意見陳述において本件審査請求は本件処分のみを対象とするものではなく、本件処分は平成27年処分から続いているものであり一体の処分であるといった趣旨の主張をしている。

しかしながら、本件処分は平成29年8月18日付けの申請書による申請に対してなされた処分であることが明らかであり、両処分にかかる各申請は、いずれも同一の期間の介護を根拠事実としているものの、処分庁は2度の申請に対して各個に却下処分をしているのであるから、本件審査請求の対象が本件処分に限らず平成27年処分

にも及ぶと解することはできない。

なお、仮に本件審査請求の対象が、平成27年処分であるとした場合には、当時適用された改正前行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。）第14条第1項の定める審査請求期間（処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内）を過ぎていることが明らかであるから、直ちに却下すべきことになる。

ウ 口頭意見陳述での主張2（平成27年処分に教示がなかったこと）

審査請求人は、口頭意見陳述において平成27年処分に、行政不服審査法に基づく教示がなかったから当時に不服申立てができなかつたのであり、本件審査請求で平成27年処分を取り消すべきという趣旨の主張もしている。

たしかに、処分庁が保存していた平成27年処分の通知書には、行政不服審査についての教示は記載されていない。また、処分庁からもこの主張に対する反論はなく、審査請求人の主張するように、平成27年処分については、行政不服審査についての教示がなされていないと認められる。

しかしながら、行政庁の不教示は行政庁が誤った教示をした場合と異なり、審査請求人に対し積極的に誤信の原因を与えるものではないから、行政庁が教示義務に違反して審査請求についての教示をせず、審査請求人が審査請求期間内に審査請求をしなかつたとしても、それは法の不知に起因するものというべきであり、不教示が旧法第14条第1項ただし書にいう「やむを得ない理由」にあたるとは認められないと考える（東京地判昭45.5.27参照）。

(3) 以上のとおり、審査請求人の主張を前提としても、処分庁の主張する申請期限の徒過を理由とする本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却すべきである。

第4 審査会の判断等

1 審査会の調査審議の経過は、以下のとおりである。

- (1) 平成30年5月23日 審査庁からの諮問を受けた。
- (2) 平成30年6月22日 諒問の審議を行った。
- (3) 平成30年8月 7日 諒問の審議及び答申案の審議を行った。

2 審理員の審理手続について

審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は、以下のとおりである。

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成30年1月12日、本件審査請求を担当する審理員として、鹿児島市総務局総務部総務課の職員を指名し、同日付で、その旨を審査請求人に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成30年1月19日付で、処分庁に対し、弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成30年1月30日付で、弁明書を提出了。

ウ 審理員は、平成30年1月31日付で、弁明書を審査請求人に送付した。

エ 審査請求人から平成30年2月7日付で、口頭意見陳述申立書が提出された（反

論書は、定められた期限（平成30年2月28日）までに提出されなかつた。）。

オ 審理員は、平成30年3月16日、処分庁に対し、質問への回答を記載した弁明書を提出するよう求めた。

カ 処分庁は、平成30年3月26日付けで、オに対しての弁明書(2)を提出した。

キ 審理員は、平成30年4月16日、口頭意見陳述を実施し、審査請求人、その代理人及び処分庁職員が出頭した。

ク 審理員は、平成30年5月14日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続には、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

3 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 審査請求人は、本件審査請求は本件処分のみを対象とするものではなく、本件処分は平成27年処分から続いているものであり一体の処分であるといった趣旨の主張をしているため、本件審査請求の対象となる処分について、以下検討する。

本件処分は、条例に基づく処分であり、鹿児島市行政手続条例（以下「手続条例」という。）が適用されるところ、手続条例第7条では「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず」と規定されており、申請に対する審査応答義務が行政庁に課せられている。そのため、行政庁としては、申請があった以上は、これに対する許否の判断を示す何らかの処分を行わなければならず、これは、申請が拒否された後に再度申請があった場合にも何らかの処分を行うことが必要である点で異なるところはない。そうすると、最初の申請に対する処分と再度の申請に対する処分とがあった場合において、両処分は、判断時点が異なる別個の処分であると解するのが相当である。

(2) そうであるとすれば、本件審査請求の対象は本件処分のみを対象とするものであるといえ、平成27年処分については、旧法に定める手続、具体的には異議申立ての方法によってその適法性、妥当性が審査されるべきである（新法附則第3条）。

これらを前提とした上で、本件処分についてみると、本件申請は条例で規定する申請期限を超過していることは明らかであって、その他本件処分が違法又は不当であるというべき事情はない。

4 以上により、本件審査請求には理由がないものと認められるので、審査会は、「第1審査会の結論」記載のとおり答申する。